25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

x　国勢調査によつて公表された平成27年10月1日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅶ

M＝162.60×{(z－y)／y}×（1／2）－0.64

｛（z－y）／y｝×（1／2）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅶの符号

y　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年2月1日現在における民営従業者数

z　経済センサス基礎調査規則によつて公表された平成26年7月1日現在における民営従業者数

N　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅷ

N＝166.67×｛（ab－aa）／aa｝×（1／2）＋0.32

｛（ab－aa）／aa｝×（1／2）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

aa　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年2月1日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

ab　経済センサス基礎調査規則によつて公表された平成26年7月1日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

t　国勢調査によつて公表された平成22年10月1日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅵ

L＝81.71×｛（v－u）／u｝×（1／2）－0.83

｛（v－u）／u｝×（1／2）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅵの符号

u　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年2月1日現在における民営従業者数

v　経済センサス基礎調査規則によつて公表された平成26年7月1日現在における民営従業者数

M　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅶ

M＝83.01×｛（x－w）／w｝×（1／2）－0.34

｛（x－w）／w｝×（1／2）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅶの符号

w　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年2月1日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

x　経済センサス基礎調査規則によつて公表された平成26年7月1日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

N　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅷ

N＝8.57×｛（z－y）／y｝×（1／2）＋0.19